

# 重要事項説明書

2017年2月改定版

必ずお読みください

この書面は、そんぽ24自動車保険に関する重要事項(「契約概要」「注意喚起情報」等)についてご説明しています。  
 ご契約前に必ずお読みいただき、お申込みくださいますようお願いいたします。  
 お客さま(保険契約者)と記名被保険者・車両所有者(車両保険を付帯している場合)が異なる場合には、  
 この書面に記載の事項を記名被保険者・車両所有者の方に必ずご説明ください。

**契約概要** 保険商品の内容をご理解いただくための事項

**注意喚起情報** ご契約に際して保険契約者にとって不利益になる事項等、特にご注意ください事項

この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については「ご契約のしおり」に記載しています。「ご契約のしおり」は、ご契約後に保険証券とともにお届けするほか、弊社ウェブサイト(www.sonpo24.co.jp)にも掲載しています。

**しおり** このマークのある項目は、「ご契約のしおり」にも記載されています。  
 ※「ご契約のしおり」は、普通保険約款および特約のほか、ご契約に関する大切なことがらを記載したものです。

## 《用語のご説明》

**しおり** 8. 用語のご説明

約款	<b>普通保険約款</b> …基本となる補償内容および契約手続等に関する原則的な事項を定めたものです。 <b>特約</b> …オプションとなる補償内容など普通保険約款に定められた事項を特別に補充・変更する事項を定めたものです。
補償の対象(者)等	<b>保険契約者</b> …弊社に保険契約の申込みをされる方で、保険料の支払義務を負う方をいいます。 <b>被保険者</b> …保険契約により補償を受けられる方をいいます。 <b>記名被保険者</b> …ご契約のお車を主に運転される方(運転時間の合計が最も長い方とします。)1名で、保険証券*の「記名被保険者」欄に記載される方をいいます。 *証券省略割引を適用したご契約の場合は、弊社ウェブサイト「ご契約者専用サイト ご契約内容の照会」画面に表示された内容を保険証券の記載事項とみなします。以下同様とします。 <b>ご契約のお車</b> …保険契約により保険の対象となる自動車で、保険証券の「被保険自動車」欄に記載される自動車をいいます。
保険金	<b>保険金</b> …普通保険約款およびセットされた特約により補償される損害または傷害が生じた場合に弊社がお支払いすべき金銭をいいます。
保険金額	<b>保険金額</b> …保険契約により補償される損害が発生した場合に弊社が支払うべき保険金の限度額をいいます。
保険料	<b>保険料</b> …保険契約者が保険契約に基づいて弊社に払い込むべき金銭をいいます。
その他	<b>危険</b> …損害または傷害の発生の可能性をいいます。 <b>配偶者</b> …婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方を含みます。 <b>親族</b> …6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族をいいます。 <b>未婚</b> …これまでに婚姻歴がないことをいいます。 <b>用途車種</b> …ナンバープレート上の分類番号、色等に基づき弊社が定めた、自家用(普通・小型・軽四輪)乗用車、自家用(小型・軽四輪)貨物車等のお車の区分をいいます。 <b>レンタカー</b> …自動車検査証の備考欄に「貸渡」の記載がある自動車をいいます。なお、代車およびカーシェアリング専用車で自動車検査証の備考欄に「貸渡」の記載がある自動車を含みます。

## 《そんぽ24自動車保険の対象となる用途車種》

**しおり** お引受範囲等について

- ①自家用普通乗用車 ②自家用小型乗用車 ③自家用軽四輪乗用車 ④自家用軽四輪貨物車 ⑤自家用小型貨物車<sup>注1</sup>  
 ⑥自家用普通貨物車(最大積載量 0.5 トン以下)<sup>注1</sup> ⑦自家用普通貨物車(最大積載量 0.5 トン超 2 トン以下)<sup>注1</sup>  
 ⑧特種用途自動車(キャンピング車)<sup>注2</sup>

注1. ダンプ装置のあるお車を除きます。また、砂利類運送用を除きます。

注2. 保険期間の途中で⑧の用途車種のお車へ入れ替えた場合、または用途車種が⑧へ変更になった場合のみ対象となります。

## 《お引受けできないお車・条件》

**しおり** お引受範囲等について

そんぽ24自動車保険の対象となる用途車種のお車であっても、下表のお車や条件に該当する場合はご契約をお引受けできません。

お車	・ <b>レンタカー</b> ・代車 ・カーシェアリング専用車 ・非常に年式の古い車 ・型式不明車 ・違法改造車 ・構内専用車 ・三輪自動車 ・商品自動車(販売用自動車) ・教習用自動車 ・8ナンバーの貨物車 ・対価を得て、人や貨物を運送する車(道路運送法第78条に基づき、認められている場合を除きます。) 等
条件	・「 <b>保険契約者</b> 、その <b>配偶者</b> およびそれらの方の <b>親族</b> 」以外の方を <b>記名被保険者</b> とする場合 ・ <b>保険契約者</b> または <b>記名被保険者</b> が法人の場合 ・前契約が解除されている場合 等

# I 契約締結前におけるご確認事項

## 1 商品の仕組み 契約概要

	基本となる補償 <sup>注</sup>	自動セット	任意セット	
相手への賠償	対人賠償			
	対物賠償		対物超過修理費用補償特約	
おケガの補償	無保険車傷害			
	人身傷害 <small>2種類 P3参照</small>	一般	人身傷害補償特約	
		搭乗中のみ	人身傷害補償特約 +人身傷害補償の被保険自動車 搭乗中のみ補償特約	
	自損事故保険			
搭乗者傷害				
お車の補償	+		+	
	車両保険 <small>3種類 P3参照</small>	一般	自動車相互衝突突危険「車両損害」 補償特約(相手自動車確認条件付) + 車両危険限定補償特約(A)	身の回り品補償特約
		車対車+A	自動車相互衝突突危険「車両損害」 補償特約(相手自動車確認条件付)	代車費用補償特約
車対車	自動車相互衝突突危険「車両損害」 補償特約(相手自動車確認条件付)	車両保険の免責金額に関する特約 (車対車免ゼロ特約)		

	自動セット	任意セット
上記以外の主な特約等	他車運転危険補償特約 無過失車対車事故の特則	個人賠償責任特約 弁護士費用等補償特約 ファミリーバイク特約

注. 基本となる補償は、下表の①～③のプランの中から選択できます。

プラン	基本となる補償	対人賠償	対物賠償	無保険車傷害	人身傷害	自損事故保険	搭乗者傷害	+	車両保険
① 主要な補償をすべてセットしたプラン		○	○	○	○	◇	○		補償の有無 を選択 できます
② ①のプランから搭乗者傷害を外したプラン		○	○	○	○	◇	×		
③ 人身傷害をセットしていないプラン		○	○	○	×	○	○		

(○印：補償対象、×印：補償対象外、◇印：人身傷害で補償)

## 2 基本となる補償および補償される運転者の範囲等

### (1) 基本となる補償 契約概要 注意喚起情報

保険金をお支払いする主な場合および保険金をお支払いしない主な場合は次のとおりです。4. 主な補償内容のご説明  
5. 保険金をお支払いしない主な場合

基本となる補償		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
相手への賠償	対人賠償	自動車事故により他人を死傷させ、法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償額について、被害者1名につき、 <b>保険金額</b> を限度に <b>保険金</b> をお支払いします。なお、自賠責保険等で支払われる金額を超える部分に限ります。	◆ <b>ご契約のお車</b> を運転中の方の父母、 <b>配偶者</b> またはお子さま等が死傷したことによって生じた賠償損害 等
	対物賠償	自動車事故により他人の財物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償額について、 <b>保険金額</b> を限度に <b>保険金</b> をお支払いします。	◆ <b>ご契約のお車</b> を運転中の方の父母、 <b>配偶者</b> またはお子さま等の所有、使用または管理する財物が損傷したことによって生じた賠償損害 等

基本となる補償		保険金をお支払いする主な場合			保険金をお支払いしない主な場合		
おケガの補償	無保険車傷害	保険を付けていない自動車との事故等により死亡または後遺障害を負い、その損害に対して相手から十分な補償を受けられない場合に、 <b>被保険者</b> 1名につき、 <b>保険金額</b> を限度に <b>保険金</b> をお支払いします。			<ul style="list-style-type: none"> <li>◆<b>被保険者</b>の故意または重大な過失によってその本人に生じた損害</li> <li>◆無免許・酒気帯び運転等によって運転者ご本人に生じた損害等</li> </ul>		
	人身傷害	ご契約のお車に搭乗中等の事故により死傷または後遺障害を負われた場合に、その損害について、 <b>被保険者</b> 1名につき、 <b>保険金額</b> を限度に <b>保険金</b> をお支払いします。人身傷害は下表の2種類から選択できます。(○印:補償対象、×印:補償対象外)					
		種類	補償の対象となる方	[自動車事故]の例			
				ご契約のお車に搭乗中		他のお車に搭乗中	歩行中、自転車走行中
一般	記名被保険者・ご家族 <sup>注1</sup> 上記以外の方	○	○ <sup>注2</sup> ×	○ ×			
搭乗中のみ	記名被保険者・ご家族 <sup>注1</sup> 上記以外の方	○	×	×			
自損事故保険	ご契約のお車の運転者等が自賠責保険の補償が受けられない事故により死傷または後遺障害を負われた場合に、 <b>被保険者</b> 1名につき、所定の <b>保険金</b> をお支払いします。						
搭乗者傷害	ご契約のお車に搭乗中の方が自動車事故で死傷または後遺障害を負われた場合に、 <b>被保険者</b> 1名につき、所定の <b>保険金</b> をお支払いします。						
お車の補償	車両保険	ご契約のお車が偶然な事故により損傷した場合や盗難された場合等の損害について、 <b>保険金額</b> を限度に免責金額を差し引いて <b>保険金</b> をお支払いします。(全損の場合は免責金額を差し引かずにお支払いします。)車両保険は下表の3種類から選択できます。(○印:補償対象、×印:補償対象外)			<ul style="list-style-type: none"> <li>◆<b>保険契約者、被保険者</b>または<b>保険金</b>を受け取るべき方の故意または重大な過失によって生じた損害</li> <li>◆欠陥、摩滅、腐しよく、さび等自然消耗、故障損害</li> <li>◆取り外された部分品・付属品等に生じた損害、タイヤの単独損害</li> <li>◆無免許・酒気帯び運転等によって生じた損害等</li> </ul>		
		事故例	他の自動車との衝突・接触	火災・爆発 盗難 台風・洪水・高潮 落書・いたずら 物の飛来・落下		自転車との衝突・接触 電柱・ガードレール等に衝突 あて逃げ 墜落・転覆	
		種類					
		一般	○	○		○	
車対車+A	○ <sup>注3</sup>	○	×				
車対車	○ <sup>注3</sup>	×	×				
保険金をお支払いしない主な場合(すべての基本となる補償に共通)							
◆地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害							
◆ご契約のお車を競技・曲技のため等に使用すること、またはこれらを目的とする場所において使用することによって生じた損害							

注1. 次の方をいいます。① **記名被保険者** ② ①の**配偶者** ③ ①または②の同居の**親族** ④ ①または②の別居の**未婚の子**

注2. 上記注1における①～③の方が所有または常時使用する他のお車に搭乗中の場合は補償対象外となる等、所定の条件があります。

注3. 相手自動車が特定できる場合に限り。また、ご契約のお車と所有者が同一のお車との事故を除きます。

上記の保険金以外に、事故によって発生する費用のうち保険金としてお支払いするものがあります。  
また、基本となる補償ごとに被保険者を定めています。

## (2) 免責金額 注意喚起情報

対物賠償および車両保険には以下のとおり免責金額(自己負担額)があります。

《対物賠償の免責金額》0円、3万円、5万円、10万円、20万円のいずれかの免責金額から選択できます。

ただし、ファミリーバイク特約をセットする場合は、10万円および20万円の免責金額は選択できません。

《車両保険の免責金額》下表の①～③の中から選択できます。なお、車両事故とは、車両保険金が支払われる事故をいいます。

	1回目の車両事故	2回目以降の車両事故	ご注意
①	0万円	10万円	ご契約の等級が1～6等級の場合は選択できません。
②	5万円	10万円	「車両保険の免責金額に関する特約」(車対車免ゼロ特約)をセットできます。 <span style="background-color: #e91e63; color: white; padding: 2px;">しおり</span> 4. 主な補償内容のご説明
③	10万円	10万円	

### (3) 主な特約等の概要

#### 契約概要

しおり <<特約に関する保険証券の表示について>>  
4. 主な補償内容のご説明

主な特約等は次のとおりです。

任意セット	対物超過修理費用補償特約	車同士の事故により相手自動車の修理費が時価額を超過した場合に、「修理費と時価額の差額 × 事故におけるお客さまの責任割合」に対して、50万円を限度に <b>保険金</b> をお支払いします。
	個人賠償責任特約	<b>記名被保険者</b> ・ご家族 <sup>注1</sup> が、日本国内で日常生活の偶発的な事故(自動車事故を除きます。)により、他人にケガをさせたり、他人の財物を壊した場合に、法律上の損害賠償額について、 <b>保険金</b> をお支払いします。
	身の回り品補償特約	<b>ご契約のお車</b> の車内やトランク等に収容した個人の身の回り品(ゴルフセットやカメラ等)が、偶発的な事故により損傷した場合や盗難された場合等に、20万円を限度に <b>保険金</b> をお支払いします。
	代車費用補償特約	車両保険のお支払いの対象となる事故により、 <b>ご契約のお車</b> が使用できなくなった場合に、 <b>レンタカー</b> 等の代車費用について、「5,000円×利用日数」を限度に <b>保険金</b> をお支払いします。(利用日数には所定の条件があります。)
	弁護士費用等補償特約	<b>記名被保険者</b> ・ご家族 <sup>注1</sup> や <b>ご契約のお車</b> に搭乗中の方等が、自動車事故によって死傷したり財物の損壊等の損害を被った場合に、相手方への損害賠償請求に必要となる弁護士費用等に対して、300万円(法律相談料については10万円)を限度に <b>保険金</b> をお支払いします。
	ファミリーバイク特約	<b>記名被保険者</b> ・ご家族 <sup>注1</sup> が原動機付自転車を運転中に起こした事故について、 <b>ご契約のお車</b> の補償内容にしたがい、対人・対物賠償および自損事故保険を適用して、 <b>保険金</b> をお支払いします。
自動セット	他車運転危険補償特約	<b>記名被保険者</b> ・ご家族 <sup>注1</sup> が、臨時で借用したお車 <sup>注2</sup> を運転中に起こした事故について、 <b>ご契約のお車</b> の契約条件にしたがい、対人・対物賠償、自損事故保険 <sup>注3</sup> および車両保険を適用して、 <b>保険金</b> をお支払いします。
	無過失車対車事故の特則	相手自動車との衝突・接触事故による車両保険金のお支払いについて、お客さまに過失がないなど、一定の条件を満たすときは、弊社と締結する継続契約の等級および事故有係数適用期間を決定するうえで、その事故がなかったものとして取り扱います。

注1. 次の方をいいます。① **記名被保険者** ② ①の**配偶者** ③ ①または②の同居の**親族** ④ ①または②の別居の**未婚の子**

注2. 上記注1における①～③の方が所有または常時使用するお車を運転中の場合は補償対象外となる等、所定の条件があります。

注3. ご契約の人身傷害の種類が「一般」の場合には、人身傷害で補償します。詳しくはP3をご参照ください。

### (4) 保険金額の設定

#### 契約概要

**保険金額**は、補償の種類ごとに決めるものと、あらかじめ決まっているものがあります。

お客さまが実際に契約する**保険金額**については、インターネット画面またはお電話にてご確認ください。

### (5) 補償される運転者の範囲

#### 契約概要

#### 注意喚起情報

**《ご契約のお車が自家用(普通・小型・軽四輪)乗用車の場合》**

下表をご参照いただき、**ご契約のお車**を運転する方の範囲をお決めいただきます。

**範囲外となる方の運転によって事故が発生した場合は、保険金をお支払いできませんのでご注意ください。**

運転者の限定	運転者年齢条件	① 記名被保険者	② ①の配偶者	③ ①または②の同居の親族	④ ①または②の別居 <sup>注1</sup> の未婚の子	⑤ ①または②の別居 <sup>注1</sup> の既婚の子、友人・知人など
運転者本人・配偶者限定	35歳以上補償	年齢条件を満たせば補償		(補償されません)		
	26歳以上補償	年齢条件を満たせば補償		(補償されません)		
	21歳以上補償	年齢条件を満たせば補償		(補償されません)		
	年齢を問わず補償	年齢を問わず補償		(補償されません)		
運転者家族限定	35歳以上補償	年齢条件を満たせば補償			年齢条件を満たさなくても補償 <sup>注2</sup>	
	26歳以上補償	年齢条件を満たせば補償			年齢条件を満たさなくても補償 <sup>注2</sup>	
	21歳以上補償	年齢条件を満たせば補償			年齢条件を満たさなくても補償 <sup>注2</sup>	
	年齢を問わず補償	年齢を問わず補償			年齢条件を満たさなくても補償 <sup>注2</sup>	
限定なし	35歳以上補償	年齢条件を満たせば補償			年齢条件を満たさなくても補償 <sup>注2</sup>	
	26歳以上補償	年齢条件を満たせば補償			年齢条件を満たさなくても補償 <sup>注2</sup>	
	21歳以上補償	年齢条件を満たせば補償			年齢条件を満たさなくても補償 <sup>注2</sup>	
	年齢を問わず補償	年齢を問わず補償			年齢条件を満たさなくても補償 <sup>注2</sup>	

注1. ①および②のいずれとも同居していない場合をいいます。

注2. ①～③が営む事業に従事する従業員は、運転者年齢条件を満たす場合に補償されます。

**《ご契約のお車が自家用(普通・小型・軽四輪)乗用車以外の用途車種の場合》**

**ご契約のお車**を運転する方の範囲をお決めいただく必要はありません。

運転者の限定は「限定なし」、運転者年齢条件は「年齢を問わず補償」となります。

### (6) 保険期間および補償の開始・終了時期

#### 契約概要

#### 注意喚起情報

○保険期間 : 1年間(1年間よりも長い期間や短い期間での契約はできません。)

○補償の開始 : 保険期間の初日の午後4時(これと異なる時刻が保険証券に記載されている場合は、その時刻)

○補償の終了 : 満期日の午後4時

### 3 保険料の決定の仕組みと払込方法等

#### (1) 保険料の決定の仕組み 契約概要

**保険料**は、お客さま（運転者）の事故発生状況による要素等、以下のような要素から決定されます。  
 お客さまが実際に契約する**保険料**については、インターネット画面またはお電話にてご確認ください。

ノンフリート等級別料率制度	1～20等級の区分によって <b>保険料</b> が割引・割増される制度です。この制度では、 <b>保険金</b> をお支払いする事故の有無、事故内容、事故件数等により、ご契約の等級および事故有係数適用期間が決定されます。初めて自動車保険を契約する場合は6等級（新規契約）になります。 <span style="float: right;">しおり 3. 保険料について</span>				
複数所有新規	2台目以降のお車について初めて自動車保険を契約する場合、所定の条件を満たすときは7等級（新規契約）からスタートすることができます。 <span style="float: right;">しおり 3. 保険料について</span>				
記名被保険者年齢別料率区分	運転者年齢条件が「26歳以上補償」または「35歳以上補償」の場合に、 <b>記名被保険者</b> の年齢区分に応じた <b>保険料</b> が適用されます。				
型式別料率クラス制度	自家用（普通・小型）乗用車の <b>保険料</b> について、お車の型式ごとの事故発生状況等に基づき決定された料率クラスを適用する仕組みです。料率クラスは、1～9クラスの9段階（数値が大きいほど <b>保険料</b> が高くなります。）で、補償の種類（対人賠償、対物賠償等）ごとに決定されます。毎年1月1日に、「型式別料率クラス」の見直しを行います。 <span style="float: right;">しおり 6. ご継続について</span>				
運転免許証の色	運転免許証の色が「ゴールド（金色）」の場合、「ゴールド以外」の場合より <b>保険料</b> が安くなります。				
業務使用の有無	<b>ご契約のお車</b> が、年間を通じて月15日（年間180日）以上お仕事で使用されるお車の場合は「業務使用あり」、この条件に該当しない場合は「業務使用なし」となります。（通勤はお仕事での使用に含みません。）「業務使用なし」の場合、「業務使用あり」の場合より <b>保険料</b> が安くなります。				
年間走行距離区分	ご契約時までの1年間に <b>ご契約のお車</b> が走行した距離が該当する区分をいい、次の5区分があります。年間走行距離が短い区分ほど <b>保険料</b> が安くなります。				
	4,000km未満	4,000km以上 8,000km未満	8,000km以上 12,000km未満	12,000km以上 16,000km未満	16,000km以上
	（初めて自動車保険を契約するお車等の場合は、 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">4,000 km以上 8,000 km未満</span> の区分を適用します。）				
保険料の割引制度	インターネット割引	インターネットを通してご契約いただく場合に適用されます。 <sup>注1</sup>			
	継続割引	弊社の契約をご継続いただく場合に適用されます。			
	長期優良契約割引	新契約および前契約（保険期間が1年以上に限りませ。）が20等級で、前契約の保険期間中に保険事故（ノーカウント事故を除きます。）が発生しなかった場合に適用されます。			
	新車割引	<b>ご契約のお車</b> が自家用（普通・小型）乗用車の場合で、保険期間の初日の属する月が初度登録年月の翌月から起算して25か月以内のときに適用されます。			
	証券省略割引 <sup>注2</sup>	インターネットを通してご契約いただき、保険証券を発行しない場合に500円割り引きます。 <sup>注1</sup>			
	継続お早め割引 <sup>注2</sup>	満期日の30日前までに弊社の契約をご継続いただく場合に500円割り引きます。			
	注1. インターネットでのお取扱いには所定の条件があります。詳しくは弊社ウェブサイト（www.sonpo24.co.jp）でご確認ください。 注2. 保険料が所定の金額以上のご契約に適用されます。 <span style="float: right;">しおり 3. 保険料について</span>				

#### (2) 申込期限および保険料の払込方法・払込猶予期間（払込期限） 契約概要 注意喚起情報

##### 《申込期限》

保険期間の初日の前日までに申込みください。  
 ただし、新たなご契約（弊社の継続契約を除きます。）をお電話でお申込みいただく場合は、保険期間の初日の4日前が期限となります。

##### 《払込方法》

**保険料**の払込方法は下表の3種類から選択できます。なお、保険期間が始まった後でも、**弊社が保険料を領収する前に生じた事故については保険金をお支払いできません。**また、保険期間の初日を過ぎても払込みがない場合は、ご契約を解除することがありますのでご注意ください。

	払込期限	払込回数	弊社領収のタイミング
クレジットカード払	保険期間の初日の前日	注1	お申込みと同時に
コンビニ払 <sup>注2</sup>		一回払	店頭で払込みいただいた時
金融機関振込払 <sup>注3</sup>			弊社口座に着金した時

注1. 一回払のほか、分割払・リボ払をご利用できることがあります。  
 注2. 保険期間の初日の8日前までにお申込みいただいた場合は、弊社から送付する振込依頼書をご利用してお支払いください。申込日から保険期間の初日まで7日以内の場合は、コンビニ払（スマートビット）となり、ご利用できるコンビニエンスストアが限られます。詳しくは弊社ウェブサイト（www.sonpo24.co.jp）で確認ください。  
 注3. 保険期間の初日まで7日以内となつてからお申込みいただいた場合は、ご利用いただくことができません。

### 4 満期返戻金・契約者配当金 契約概要

この保険には満期返戻金・契約者配当金はありません。

## Ⅱ 契約締結時におけるご注意事項


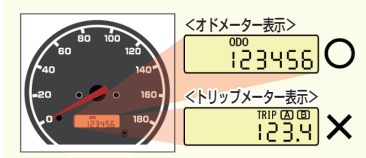
### 1 告知義務 注意喚起情報

保険契約者または記名被保険者（車両保険の補償を受けられる方を含みます。）には、告知事項について、事実を正確にご申告いただく義務（告知義務）があります。告知事項とは、ご契約時に弊社が**危険**に関する重要な事項としてお伺いする事項です。告知事項については、下記のほかにもインターネット画面

またはお電話にてご契約時に直接お伺いする事項があります。**この告知事項について、事実をご申告されなかった場合や事実と異なるご申告をされた場合は、契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。**

#### 〈主な告知事項〉

＜ご注意＞ご申告の内容によっては契約をお引受けできない場合があります。

記名被保険者に関する事項	① 氏名、住所、生年月日 ② 運転免許証の色 <sup>注1</sup> ③ 保険契約者が自ら所有かつ使用のお車の自動車保険契約台数が9台以下かどうか	注1. 保険期間の初日において有効（運転免許証上の交付日を基準とします。）な <b>記名被保険者</b> の運転免許証について、有効期限の帯の色をご申告いただきます。（帯の色がゴールド（金色）の場合は、運転免許証上に「優良」の記載があります。）	
ご契約のお車に関する事項	① 用途車種 <sup>注2</sup> ② 登録番号（車両番号） <sup>注3</sup> ③ 業務使用の有無 ④ 年間走行距離区分 <sup>注4</sup> ⑤ 現在走行距離（累計走行距離） <sup>注5</sup> ⑥ 改造の有無とその内容 ⑦ 他の自動車保険契約または自動車共済契約の有無	注2. 弊社でお引受けできないお車（P1参照）に該当するか否かについてもご申告いただきます。 注3. 車名、車台番号、型式、初度登録（検査）年月、車両所有者についてもご申告いただきます。 注4. ご契約時までの1年間に <b>ご契約のお車</b> が走行した距離が該当する区分（P5参照）をご申告いただきます。 注5. ご契約時のお車の積算走行距離計（オドメーター）の数値を1km単位でご申告いただきます。	
前契約に関する事項 <sup>注6</sup>		【メーター表示の例】	

※デジタル表示の場合、一般的にはオドメーターとトリップメーターの表示がボタンで切り替わります。

注6. 前契約の内容によっては、前々契約に関する事項もご申告いただきます。

### 2 クーリングオフ（契約のお申込みを撤回する場合） 注意喚起情報

- クーリングオフは、保険証券が到着した日<sup>※</sup>の翌日から起算して7日以内に封書またはハガキでお申し出ください。
- お申出の際は、右図の必要事項を記載のうえ、弊社あてに郵送してください。期日を過ぎてのお申出や、お電話・FAX・電子メール等でのお申出はできません。
- 保険金**をお支払いする事故が発生しているのを知らずにクーリングオフのお申出をされた場合は、クーリングオフの効力は発生しません。
- クーリングオフの場合には、すでにお申し込みいただいた**保険料**はお返しします。（クレジットカード払の場合は、クレジットカード会社から弊社に入金後の返還となります。）
- 弊社はクーリングオフによる違約金等は一切請求しません。ただし、保険期間がすでに始まった後にクーリングオフのお申出があった場合は、補償した期間に応じて**保険料**をいただくことがあります。

#### 〈ハガキ記載例〉

（あて先）

（必要事項）

〒170-6044

東京都豊島区東池袋3-1-1  
サンシャイン60

そんぽ24損害保険株式会社

ダイレクトアドバイセンター  
業務グループ

- ① クーリングオフのお申出  
（例）「下記の自動車保険契約をクーリングオフします。」
- ② 保険契約者住所・電話番号  
③ 保険契約者署名  
④ 契約申込日  
⑤ 証券番号
- 【返還保険料の入金希望口座】
- ⑥ 金融機関名・支店名  
⑦ 預金種類・口座番号  
⑧ 口座名義人  
（必ず保険契約者ご本人）

注. 証券省略割引適用のご契約の場合は、「保険証券省略に関するご案内のハガキが到着した日」と読み替えます。

## Ⅲ 契約締結後におけるご注意事項

### 1 通知義務等 注意喚起情報

#### 《主な通知事項》

しおり 2. 契約締結後におけるご注意事項

ご契約後、次の事実が発生した場合は、遅滞なく弊社にご通知ください。

ご通知がない場合、契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、十分ご注意ください。

記名被保険者に関する事項	① 住所の変更 ② 運転免許証の色の変更 <sup>注1</sup>	注1. 契約時にご申告いただいた運転免許証の色が保険期間の初日までに変更となった場合にご連絡ください。
ご契約のお車に関する事項	① 用途車種 <sup>注2</sup> の変更 ② 登録番号(車両番号)の変更 ③ 業務使用の有無の変更 ④ 改造されたこと <sup>注3</sup>	注2. 用途車種が変わった場合や弊社でお引受けできないお車(P1参照)となった場合はご連絡ください。なお、 <b>そんぽ24自動車保険の対象外の用途車種のお車またはレンタカーとなった場合は、保険金をお支払いできません。解約手続等が必要となりますのでご注意ください。</b>
契約時にご申告いただいた前契約 <sup>注4</sup> 、複数所有新規の他契約または中断前の契約に関する事項の変更		注3. 改造の内容をご連絡ください。 注4. 契約時に前々契約についてもご申告いただいた場合は、前々契約に関する事項が変更となったときにもご連絡ください。

#### 《ご契約条件の変更等について》

ご契約後、次の事実が発生する場合には、契約内容の変更等が必要となります。直ちに弊社にご通知ください。

- ① 保険契約者の住所を変更するとき
- ② お車の買替え等により、ご契約のお車を入替するとき
- ③ ご契約のお車を譲渡するとき
- ④ 保険契約者または記名被保険者を変更するとき
- ⑤ 運転者の範囲(運転者の限定、運転者年齢条件)を変更するとき
- ⑥ 保険金額等の補償内容を変更するとき
- ⑦ 高額な付属品(カーナビゲーション等)の装着または取外し等により、ご契約のお車の車両価額が著しく増加または減少するとき

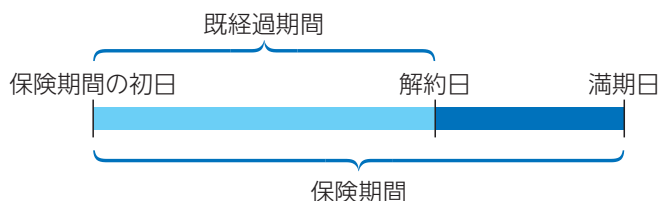
### 2 解約返戻金 契約概要 注意喚起情報

ご契約を解約する場合は、弊社に速やかにご連絡ください。

- 解約日はお申出日以降となります。(ご契約のお車を廃車した場合なども、解約日は廃車した日ではなくお申出日以降となります。)
- 解約に際しては、ご契約の保険料から、保険期間の初日から解約日までの既経過期間の保険料を差し引いて、その残額を返還します。
- 既経過期間の保険料は、すでに経過した月数に対して月割(1か月未満の端日数は切り上げて1か月とします。)で計算します。
- 保険期間の初日から11か月を超えて経過している場合に

は返還保険料はありません。

- クレジットカード払の場合は、クレジットカード会社から弊社に入金後の返還となります。



### 3 ご契約の中断制度 注意喚起情報

しおり 3. 保険料について

ご契約を一時的に中断する場合、後日新たに締結する契約に中断時の等級を引き継ぐことができる「中断制度」があります。次のような場合で、所定の条件を満たすときは、中断証明書の発行をご請求いただくことにより、等級を引き継ぐことができます。その際は事故有係数適用期間についても引き継ぎます。

- ご契約のお車が保険期間中に廃車・譲渡・返還された場合または車検切れとなった場合
- 海外への出国等、所定の要件を満たす場合

## その他ご留意いただきたいこと

### (1) 付帯サービスについて

弊社でご契約のお車には、ロードサービスがセットされています。事故や故障によるお車のさまざまなトラブルにご利用いただけます。保険期間中のご利用回数に制限はなく、ご利用いただいても保険の等級(割引率)に影響はありません。

#### ○主なサービス

レッカーサービス	事故や故障によってご契約のお車が自力走行できなくなった際、弊社が指定する最寄りの修理工場への搬送は無料、お客さまが指定された修理工場への搬送は100km(実走行距離)まで無料です。
----------	--

注. 各種サービスには所定の条件があり、一部有料となる場合があります。

詳しくは弊社ウェブサイト(www.sonpo24.co.jp)、「そんな24安心のサポートBOOK」または「そんな24のサポート活用BOOK」でご確認ください。

### (2) 補償の重複について **注意喚起情報**

**※このご契約以外に他の保険契約がある場合のご注意**

下表の特約などのご契約にあたっては、補償内容が同様の保険契約(弊社以外の保険契約を含みます。)を既にご契約の場合は、補償が重複することがあります。補償が重複する場合、対象となる事故について、一方の保険契約から保険金が支払われると、他方の保険契約からは保険金が支払われないことがあります。補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償の要否をご判断いただいたうえでご契約ください。<sup>注</sup>

注. 1契約のみに特約をセットした場合、廃車等により契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったときなどは、特約の補償がなくなることがあります。ご注意ください。

	今回ご契約いただく補償 <sup>注</sup>	補償の重複が生じる他の保険契約の補償の例
①	人身傷害(一般)	人身傷害(一般)
②	個人賠償責任特約	個人賠償責任特約
③	弁護士費用等補償特約	弁護士費用等補償特約
④	ファミリーバイク特約	ファミリーバイク特約

注. 他車運転危険補償特約は、補償が重複する場合がありますが、除外してご契約いただくことはできません。

詳しくは「ご契約のしおり」または弊社ウェブサイト(www.sonpo24.co.jp)でご確認ください。

#### **しおり 4. 主な補償内容のご説明**

### (3) 継続契約について

保険金請求状況などによっては、保険期間終了後、継続加入できないことや、補償内容を変更させていただくことがあります。

### (4) 事故が起こった場合

保険金の請求を行うときは、保険金請求書に加え、普通保険

約款・特約に定める書類のほか、「ご契約のしおり」の「ご提出いただく書類」に記載の書類等をご提出いただく場合があります。

#### **しおり 7. もし、事故が起こったら**

### (5) 重大事由による解除

保険金詐欺、反社会的勢力に該当すると認められた場合等、保険契約の存続を困難とする重大な事由が生じた場合には、ご契約を解除させていただくことがあります。

#### **しおり 5. 保険金をお支払いしない主な場合**

### (6) 取扱代理店の権限 **注意喚起情報**

取扱代理店・損害保険募集人は、損害保険契約の締結の媒介を行っており、保険契約の締結、保険料の受領、告知事項・通知事項の受付等の権限はありません。

### (7) 保険会社破綻時等の取扱い **注意喚起情報**

引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、弊社も加入しております。自動車保険は「損害保険契約者保護機構」の対象なので、引受保険会社が破綻した場合でも、保険金・解約返戻金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。

### (8) 個人情報の取扱いについて **注意喚起情報**

弊社はインターネットまたは電話を通してご申告いただいた内容を記録・録音・保存しています。

本保険契約に関する個人情報は、弊社が本保険契約引受の審査および履行のために利用するほか、弊社およびグループ各社が、本保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。(商品やサービスには変更や追加が生じることがあります。)ただし、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)の利用目的は、保険業法施行規則にしたがい、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。また、本保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含む)、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等に提供することがあります。

#### ○契約等の情報交換について

弊社は、本保険契約に関する個人情報について、一般社団法人日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、損害保険会社等との間で、登録または交換を実施することがあります。

#### ○再保険について

弊社は、本保険契約に関する個人情報を、再保険引受会社に提供することがあります。

詳しくは、弊社ウェブサイト(www.sonpo24.co.jp)をご覧ください。

#### < 事故時のご連絡先 >

**0120-119-007**

24時間365日 年中無休

#### < 弊社の保険に関する相談・苦情・お問い合わせ >

**0120-474-024**

【受付時間】 平日 9:00~17:00(土・日・祝、12月31日~1月3日を除く)

#### < ご契約内容の照会・変更・解約のご連絡先 >

**0120-919-200**

【受付時間】 平日 9:00~20:00 土・日・祝 9:00~17:00(12月31日~1月3日を除く)

ご契約内容の照会 および「ご住所の変更」、「お車の登録番号の変更」、「お車の変更(車両入替)」については、弊社ウェブサイト(www.sonpo24.co.jp)の「ご契約者専用サイト」でも承ります。

#### < 個人情報の取扱いに関するお問い合わせ >

**0120-999-379**

【受付時間】 平日 9:00~17:00(土・日・祝、12月31日~1月3日を除く)

#### < 指定紛争解決機関 > **注意喚起情報**

弊社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。弊社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会

そんなADRセンター

**0570-022-808** [ナビダイヤル(有料)]

【受付時間】 平日 9:15~17:00

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページ(http://www.sonpo.or.jp/)をご覧ください。